

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：神河町地域防災計画)

当町の地域防災計画によれば、過去に風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害で、発生時期は7月上旬と9月に集中している。近年では平成29年10月の台風21号による強風により、吉富地区では春日神社の本殿一部損壊と拝殿が倒壊する被害が、中村地区では埋田神社の本殿が一部損壊する被害が発生した。また、平成30年6月に発生した台風7号や前線の影響により、暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった際、神河町では人的被害はなかったものの、連続雨量約700mmを観測し、家屋2戸の床下浸水と多数の土砂崩れが発生した。

これまで豪雨や台風による風水害で被災した地域に集積している業種は、商業・サービス業や建設業、製造業など広く分散しており、神河町が令和3年改訂したハザードマップによると想定最大規模降雨量(1000年に1度の確率で起こる大雨)で、経済中心地である、中村地区・栗賀地区で最大4m、福本地区、寺前地区で最大5mの浸水になる想定がされている。

(土砂災害：神河町地域防災計画)

当町の地域防災計画によると、町内には373箇所(急傾斜地の崩壊区域：207箇所、土石流区域：164箇所、地すべり区域：2箇所)がある。そのうち、土砂災害特別警戒区域が231箇所(急傾斜地の崩壊区域180箇所、土石流：51箇所)があり、浸水害よりも多くの被害が発生することが想定される。さらに、孤立する地域が発生する可能性がある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションによると、今後30年間において震度6弱以上の地震発生率は0.1%以上3%未満、但し震度5弱以上の地震発生率は26%以上の確率で発生する。

(その他)

大規模火災は、これまでもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件のときに発生した火災は、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは注意が必要である。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得できていない感染症については、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 458 者 ・小規模事業者数 392 者

(令和3年経済センサスより)

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
建設業	91	88	町内全域に広く分散している。
製造業	45	36	町内全域に広く分散している。
卸・小売業	112	83	町中心部に多い。
飲食・宿泊業	60	57	飲食業は町内全域に広く分散、宿泊業は山間部に多い。
サービス業	88	75	町中心部に多い。
その他	62	53	町内全域に広く分散している。

(3) これまでの取組

(当町の取組)

- ・地域防災計画の策定（平成 19 年策定、令和 4 年改正）
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・建設業協会等との災害時応援協定の締結
- ・防災情報伝達システム（防災無線）の構築

(当会の取組)

- ・災害発生後の被害状況の確認と各所への報告（中播磨県民センター・兵庫県商工会連合会に報告）
- ・小規模事業者等のBCPに関する国・兵庫県の施策周知
- ・小規模事業者等に対するBCP策定セミナーの開催
- ・兵庫県共済協同組合と連携した「休業対応応援共済」（休業補償共済）への加入促進
- ・事業者の事業継続力強化のための職員支援能力向上の取組（職員勉強会の参加）
- ・サイバー攻撃に対処するためのサイバーセキュリティ対策の構築

II 課題

- ・当会エリアにおける自然災害リスクに対する現状把握が十分にできていない
- ・緊急時における町との協力体制が明確に示されていない（事業者支援に対する役割）
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不足している。
- ・自然災害、感染症のリスク対策として事業継続計画及び保険、共済の必要性を周知する必要がある
- ・事業者の事業継続力強化の為に、職員の計画策定支援スキルを高める必要がある

III 目標

- ・小規模事業者等に災害リスクに対する認識を深めてもらうとともに、重要性を周知する。
- ・小規模事業者等のBCP策定や事業継続力強化計画の策定を推進、支援する。
- ・兵庫県共済協同組合等と連携し、巡回や窓口指導により共済・保険制度の加入確認や制度説明などを推進する。
- ・BCP策定や事業継続力強化計画策定を支援する職員向け研修会等を開催する。
- ・当会の組織内体制及び被害状況にかかる情報共有体制や連携体制の構築を図る。

事業内容	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
BCP策定支援	3 者	3 者	3 者	4 者	4 者
事業継続力強化計画策定支援	3 者	3 者	3 者	4 者	4 者
各計画策定の個別相談会	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

※商工業者数 458 者、小規模事業者数 392 者

IV その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

地区内小規模事業者の事業継続力を強化するために、当会と当町が連携して災害に対する事前の対策を推進するとともに、万一の発災時に当会が担う役割を明確化し、以下の事業に取り組めます。

< 1. 事前の対策 >

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時や窓口対応時に災害リスクやその影響を軽減するための取組・対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）を説明、周知する。
- ・商工会報（年1回）や商工会ニュース（年3回）、定期DM、ホームページ、LINEによる情報発信により周知を図る。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対するBCP策定及び事業継続力強化計画策定セミナーの開催、個別相談を実施する。
- ・「神河町、神河町商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定」にもとづき、各者が連携し、必要に応じて周知を図る。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画（BCP）の作成

- ・当会は、令和3年4月に事業継続計画（災害編・感染症編）を策定済

3) 関係団体等との連携

- ・兵庫県共済協同組合や全国商工会連合会が小規模事業者等のリスクマネジメント支援に関する協定を締結している損害保険会社等と連携を図り、会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明する。
- ・「神河町、神河町商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定」をもとに、防災体制の整備、災害時における対応として、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう、普及啓発やBCP策定・事業継続力強化計画策定の周知等について連携する。また、但陽信用金庫との連携の中で、発災後の被災企業に対する復興支援を迅速に行うため、緊急相談窓口等を開設し、金融相談等の支援体制を行う。

4) フォローアップ

- ・巡回や窓口相談時に小規模事業者のBCP・事業継続力強化計画策定の確認を行う。
- ・当町ひと・まち・みらい課と当会にて定期開催している会議等（年6回）を活用して状況確認及び情報共有を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当町が行う定期防災訓練等で被害状況の情報共有体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・スマートフォンアプリケーション「LINE」を活用して、発災後3時間以内に職員の安否報告を行って当会の体制を整えながら、当町と情報共有して被害状況を確認し、すみやかに応急対策の方針を決定する。

- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は当町における町対策本部設置に基づき、当会の事業継続計画（感染症編）に沿った対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③ 大まかな被害状況（家屋、店舗等被害や道路状況等）を確認し、当町と連携を図り1日以内に情報共有する。
- ④ 神河町で策定した「神河町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報把握と発信を行う。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報はない。

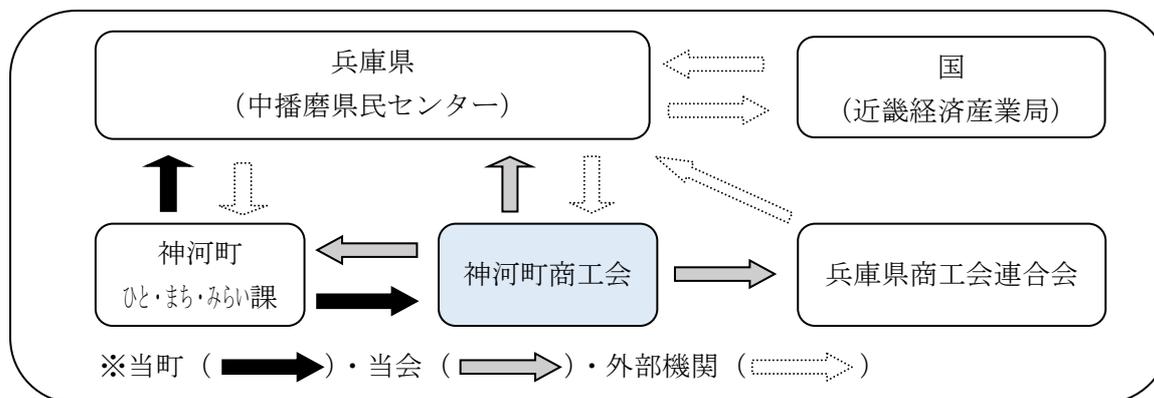
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

自然災害等発生時には当町に対し、町内の商工業者等の被害情報の迅速な報告を行うことができる仕組みを構築する。また、当会における役職員への指示連絡体制をあらかじめ確認しておく。

（具体的な仕組み）

- ・地区担当職員が、各地区の役員に近隣の被害状況を聞き取った上で、被災した事業所等に連絡、場合によっては訪問を行い、個別の被害状況を調査する。
- ・会員事業所から寄せられた被害に関する情報とあわせて、災害報告用の「被害報告書」にとりまとめて、速やかに当町に報告する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・被災地域での活動を行う際は、二次災害を防止するため、当町に被災状況等を確認した上で行う。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を、中播磨県民センターと兵庫県商工会連合会に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・兵庫県商工会連合会を通じて他の地域の商工会とも連携し、地区内小規模事業者等が短期間で事業を再開できるよう支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災地区内小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県や兵庫県商工会連合会等に相談する。
- ・兵庫県共済協同組合と連携し、被災地区内小規模事業者等に対する火災保険等の迅速な共済金支払いにつなげられるよう支援を行う。
- ・日本政策金融公庫や但陽信用金庫と連携し、被災地区内小規模事業者等に対する迅速な融資斡旋につなげられるよう支援を行う。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

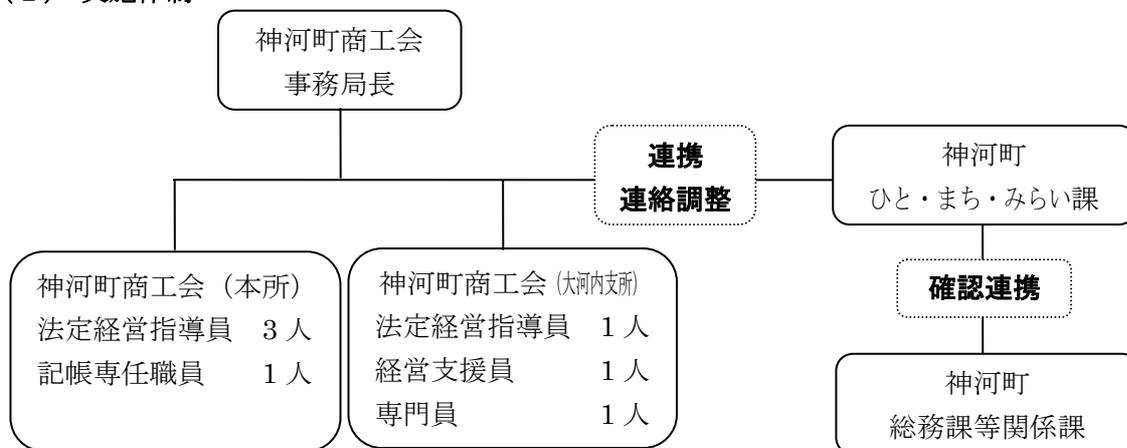
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年10月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

和田洋一 谷下奨悟 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行 (毎月1回の支援会議を実施する中で勉強会、助言等を行う)
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

神河町商工会 本所

〒679-2413 兵庫県神崎郡神河町中村 29

TEL : 0790-32-0295 FAX : 0790-32-2355 E-mail : info@kamikawa-scic.jp

神河町商工会 大河内支所

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 218-1

TEL : 0790-34-0641 FAX : 0790-34-0771

②関係市町

神河町 ひと・まち・みらい課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

TEL : 0790-34-0002 FAX : 0790-34-0691 E-mail : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

神河町 総務課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

TEL : 0790-34-0001 FAX : 0790-34-0691 E-mail : soumu@town.kamikawa.hyogo.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	300	300	300	360	360
専門家派遣	180	180	180	240	240
チラシ等作成費	120	120	120	120	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金・神河町補助金・会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
氏名又は名称	住所	代表者氏名
兵庫県商工会連合会	兵庫県神戸市中央区花隈町 6-19	会長 小寺 博史
兵庫県共済協同組合	兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28 兵庫 県中央労働センター4 階	理事長 上枝 晶夫
但陽信用金庫	兵庫県加古川市加古川町溝之口 772	理事長 桑田 純一郎
連携して実施する事業の内容		
<1. 事前の対策> 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 <ul style="list-style-type: none">・災害リスクの周知や影響を軽減するための取組・対策の周知、情報提供。・災害リスクの周知、普及啓発・ポスター掲示。 3) 関係団体等との連携 <ul style="list-style-type: none">・各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明、推進。 <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援> <ul style="list-style-type: none">・発災後の当会人員不足等による応援体制構築、支援。 <5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援> <ul style="list-style-type: none">・発災後の被災地区内小規模等に対する復興支援。		
連携して事業を実施する者の役割		
<1. 事前の対策> 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知		
連携先	役割	
兵庫県共済協同組合	会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明、推進	
但陽信用金庫	BCP策定、事業継続力強化計画策定の普及啓発、周知等	
3) 関係団体等との連携		
連携先	役割	
兵庫県共済協同組合	会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明、推進	
<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>		
連携先	役割	
兵庫県商工会連合会	人員不足等による当会にて対応できない場合、他の地域の商工会との連携協力を行い、地区内小規模事業者等が短期間で事業を再開するため、応援体制の支援を行う。	

< 5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援 >

連携先	役割
兵庫県商工会連合会	被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県や兵庫県商工会連合会等に相談する
但陽信用金庫	発災後の被災地区内小規模事業者等に対する復興支援を迅速に行うため、緊急相談窓口等を開設し、金融相談等の支援体制を行う

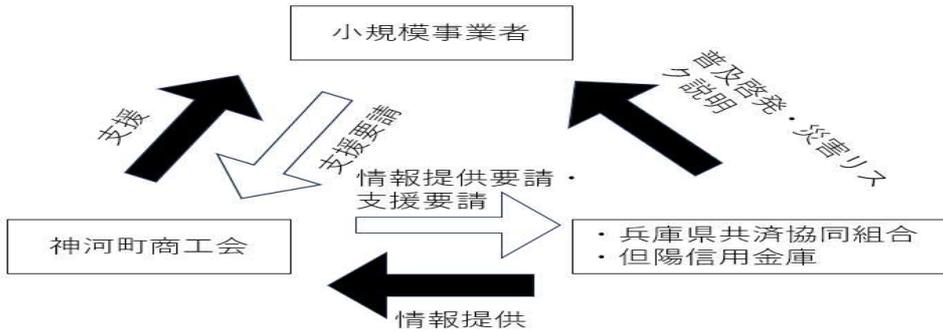
連携体制図等

別紙に記載のとおり。

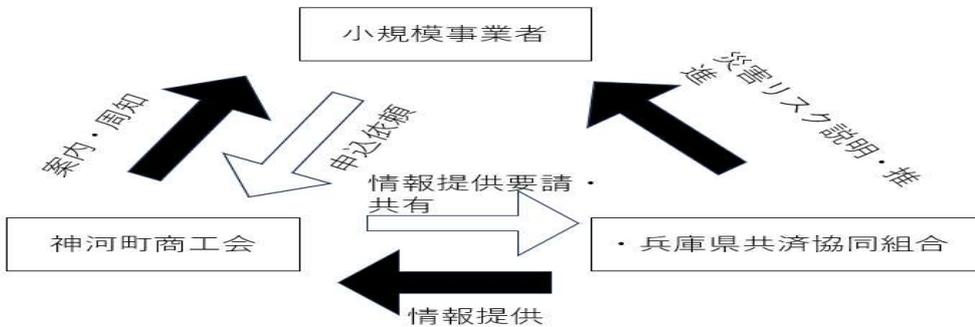
連携体制図等

<1. 事前の対策>

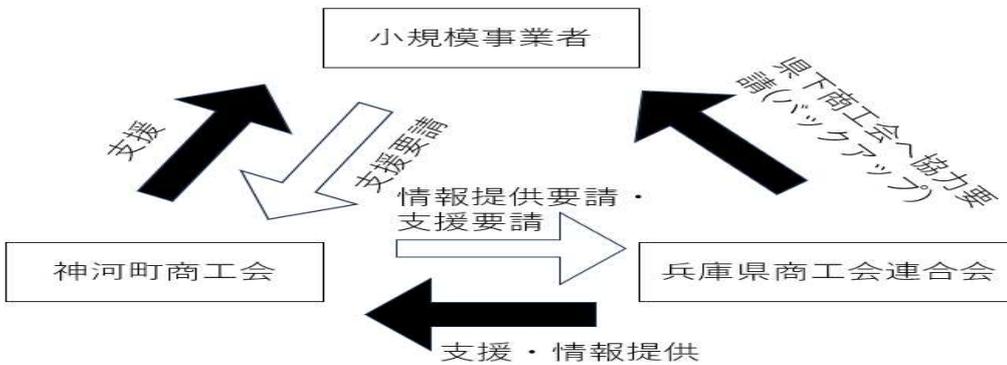
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知



3) 関係団体等との連携



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>



<5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援>

